

「グループホームかがやき」 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人清和会が開設する認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームかがやき」(以下「かがやき」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の状態にある要介護者(以下「利用者」という)が共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことができるよう認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「かがやき」は以下の様な運営方針に基づき、認知症をとまなう要介護状態の利用者を、人間として尊厳をもち、共同生活していただくことを目的に、利用者の処遇に万全を期するものとする。

- 1、要介護状態であっても生きがいのある生活実感が持てるよう、社会から隔離せず人間らしい生活をおくっていただく。
- 2、個人の残存能力を維持し、高めていくための介護計画を作成する。
- 3、利用者の権利と人権を守る。
- 4、利用者の健康を維持し増進するように機能訓練・定期検診を行う。
- 5、利用者の家族と連絡を密にして家族の意向にそった介護計画を行う。
- 6、地域との結びつきを重視し、地域活動にも積極的に参加する。
- 7、保健・医療・福祉施設との連携につとめる。(連携する介護老人保健施設：清寿園、協力病院：協立病院、協力歯科医院：たなか歯科矯正クリニック)

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームかがやき
- 2 所在地 徳島市八万町橋本9-2-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(3ユニット「定員27人」あたり)

- 1 管理者 1名(※常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- 2 計画作成担当者 1名(※常勤兼務)
計画作成担当者は、福祉サービスの利用に関する介護計画の作成及び保険料の請求業務を行う。
- 3 介護職員 13名以上
介護職員は、介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- 4 前項に定めるものの他、必要に応じ職員の増員、又はその他の職員をおくことができる。

(利用定員)

第5条 利用者の定員は、27名とする。

(利用者に対する認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- 1、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練をする。
- 2、利用者の健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切、迅速な措置をする。
- 3、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように配慮する。
- 4、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるように配慮する。

- 5、生活が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 6、利用者またはその家族に対してサービスの提供方法などについて、親切丁寧に理解しやすいように説明する。
- 7、利用者の生命または身体を保護するため、緊急止むを得ない場合をのぞき、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 8、利用者の自立した支援と日常生活の充実及び趣味または嗜好に応じた活動の支援を行う。
- 9、利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

(利用料その他の費用の額)

第7条 「かがやき2号館」は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から「かがやき2号館」に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 前項に規定する利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

一 家賃	101・102号室	45,000円/月(1,500円/日)
	108・128号室	40,000円/月(1,300円/日)
	106・107号室	36,000円/月(1,200円/日)
	126・127号室	〃
	109・129号室	34,000円/月(1,150円/日)
	102～105号室	29,000円/月(1,000円/日)
	111～119号室	〃
	122～125号室	〃

二 食材料費 1,445円/日

三 水道光熱費 500円/日

四 おやつ代 100円/日

五 管理費 170円/日 5,000円/月

(※四 おやつ代、については希望する利用者より徴収する。)

六 理美容代 実費

七 おむつ代 実費

八 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものは別途徴収するものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して金額等を明示した文書により説明を行い、書面により同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者等の遵守事項

利用者等の守るべき規律は次の通りとする。

- 1、利用者は、「かがやき2号館」の規律を守り、喧嘩、口論又は暴行等他の利用者の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 2、入居に際しては、医師の診断書等が必要であり、入居申込書が認知症であることを確認する。
- 3、入居に際しては、利用者の生活歴、病歴を家族に記入してもらう。
- 4、利用者が入院治療を要するなど共同生活ができなくなった場合、家族と相談し必要な措置を講ずる。
- 5、利用者の退居の際は、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境、介護の継続性に配慮し、必要な援助を行う。
- 6、入居年月日は、契約書に記載する。
- 7、利用者は、事業者の設備、備品などの使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- 8、事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては損害を減じることができるものとする。

る。

9、その他、この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明した上で同意を得るものとする。

10、利用者は火気の取扱いに十分留意すること。

11、利用者は施設内の環境衛生を害する行為をしてはならない。

12、利用者が外泊をする際は、管理者に届出を行うものとする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害対策

非常災害に備え消火器、避難誘導板を設置する。また、非常災害に備え必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

1、虐待防止のための対策を検討する委員会（高齢者虐待防止・適正委員会）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

2、虐待防止のための指針の整備

3、虐待を防止するための定期的な研修の実施

4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、全ての介護従業者（介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は契約者と事業所の管理者との協議に基づいて定める

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、職員ではなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守する。

附 則

この規程は、2022年5月1日から施行する。

この規程は、2025年9月1日から施行する。